

諮 問 書（条例第 10 条第 2 項及び審議会規則条例第 2 条関係）

所管課等	総務課
諮問事項	通信回線を利用した個人情報の取扱いに係る措置の見直しについて
現在の措置状況	<p>（条例の規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 10 条 ・同規定の趣旨 <p>「オンライン結合」により、実施機関(本市の各機関)が管理するコンピュータと実施機関以外の者が管理するコンピュータを結合し、実施機関が保有する個人情報を「提供」することを原則禁止する。ただし、一定の場合は、審議会の意見を聴く等をして、例外的に提供が認められる。</p> <p><u>注 この諮問において「オンライン結合」とは、コンピュータ同士を通信回線で接続し、常時個人情報を遣り取りできるようにすることを広く指す。ただし、電子メール等による単発的なものは含まない。</u></p> <p>※条文は別紙資料のとおり</p> <p>（規定の運用状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の規定に基づき、例外的な取り扱いを行う場合、随時、個人情報運営審議会に諮問を行ってきた。 ・近年の情報通信技術の進展により、オンライン結合による個人情報の取扱形態も多様化し、本市の各機関から外部への「提供」の場合以外にも目立つようになった。 ・本来、個人情報の「提供」でなければ、オンライン結合を行っても条例第 10 条には該当しない。 ・しかし、オンライン結合のセキュリティ上の問題として、提供の場合に準ずると考えられるものは、規定を拡張的に解釈し、該当するものとして諮問を行うようになった（平成 23 年度から）。
課題と考え方	<p>（現行規定の運用上の問題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の拡張的な解釈が常態化し、規定の適用範囲が不透明になっている。 ・その結果、個人情報取扱事務の所管課等の間に混乱が見られ、規定の適正な適用が十分に図られなくなっている。 <p>（国や神奈川県の場合）</p> <p>※別紙資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の法令には、オンライン結合を制限する規定は存在しない。これは情報通信技術の活用による行政上の効果を重視した考え方がある。 ・また、神奈川県には、本市と同趣旨の条例の規定はあるが、拡張的解釈を行って第三者機関に諮問した例は見当たらない。 <p>（上記を踏まえた本市の考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の規定運用には問題があり、見直す必要がある。 ・見直しの方法として、現行の規定を改正し、適用範囲を拡大することも考えられる。 ・しかし、情報通信技術を活用した個人情報の取扱いが一般化しつつあり、またセキュリティ技術も向上が認められる中では、適用範囲の拡大は逆行的なものと考えられる。

	<p>むしろ、オンライン結合を制限する規定自体を撤廃し、国と同様とすることも考慮すべき状況であると言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そこで、現行の規定は改正せず、また拡張的解釈も行わないこととする。 ・ただし、これまで拡張的解釈を行ってきた部分は、個人情報のセキュリティ確保の面から、当面は個人情報運営審議会に意見を求める意義を有していると考えられる。 ・以上から、以下の「見直し措置」のとおり、措置を改めることとする。
見直し措置	<p>1 条例第10条の適用は、拡張的解釈を行うことなく、次の各事項に該当するオンライン結合に限る。</p> <p>① 実施機関が、その保有個人情報を提供する。</p> <p>ア 「保有個人情報」とは、条例第2条第5号に規定するものである（本市の公文書（一定の電子媒体を含む。）に記録があるものをいう。）。</p> <p>イ 「提供」とは、保有個人情報を、実施機関以外の者の管理に引き継ぐことをいう。なお、条例第12条に規定する受託者及び条例第12条の2に規定する指定管理者に、事務実施のために必要な保有個人情報の管理を引き継ぐ場合も含むものとする。</p> <p>② 当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器を、通信回線により結合し、①の提供を行う。</p> <p>ア 「実施機関が管理する電子計算機」とは、その所有形態に関わらず、実施機関が使用権限を有する電子計算機をいう。</p> <p>イ 「通信回線により結合する」とは、実施機関以外の者が、その必要に応じて、通信回線により保有個人情報を常時入手し得る状態にすることをいう。</p> <p>2 条例第10条の適用がない場合であっても、次の各事項に該当するオンライン結合を行おうとする場合は、審議会規則第2条の規定(重要事項に関する諮問)に基づき、当面、条例第10条の規定に準じ、あらかじめ審議会に意見を求めるものとする。</p> <p>① 実施機関の事務(業務委託、指定管理等によるものを含む。)において、個人情報(条例第2条第2号に規定するもの)を取り扱う。</p> <p>② 通信回線により電子計算機その他の機器同士(実施機関が自ら管理する機器同士の場合を除く。)を結合し、当該通信回線上で当該個人情報を常時取り扱い得るようになることを、実施機関が決定できる。</p> <p>なお、1及び2は、情報通信技術における今後のセキュリティレベルの向上に応じ、措置の必要性を再度見直すものとする。</p>
開始時期	平成29年11月

(参考情報)

・マイナンバー法(第19条)では、委託先等に引き渡す場合も「提供」に含めている。同法は上位法のため、これに準じて考える。

※ただし、条例上の「委託」に該当するからといって、必ずしも提供とは考えない。

(寄託行為等の場合)